

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成21年 4月13日 提出
【計算期間】	第11期（自 平成20年 1月16日 至 平成21年 1月13日）
【ファンド名】	農中US債券オープン
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畠 善行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
【事務連絡者氏名】	長谷川 幸樹
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
【電話番号】	03-5221-1200
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として米国の公社債に投資することにより、利子等収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類：追加型投信 / 海外 / 債券

属性区分：債券（公債） / 年1回 / 北米 / 為替ヘッジなし

商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、社団法人 投資信託協会のホームページ <<http://www.toushin.or.jp/>> をご覧ください。）

## 商品分類表

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単字型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型投信		内外	不動産投信	MRF
	その他資産（ ）		ETF	
資産複合				

**追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

**海外**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**債券**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	(あり)	日経225	ブル・ベア型
一般		日本				
大型株		年2回				
中小型株	欧州		条件付運用型			
債券	年4回	アジア		ファンド ・オブ ・ファンズ	なし	TOPIX
一般	年6回 (隔月)	オセアニア				
公債		年12回 (毎月)	中南米			
社債			日々	アフリカ	(その他)	(その他)
その他債券	年12回 (毎月)	中近東 (中東)				
クレジット属性（ ）		年12回 (毎月)	エマージング			
不動産投信	日々					
その他資産（ ）		(その他)				
資産複合（ ）	(その他)					
資産配分固定型		(その他)				
資産配分変更型						

**債券(公債)**：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

**年1回**：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

**北米**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**為替ヘッジなし**：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

## &lt; 信託金の限度額 &gt;

委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および追加信託の限度額（約款第2条））

## &lt; ファンドの特色 &gt;

**米国の国債を中心とする公社債に投資します。**

- ・米国の公社債の中から流動性を勘案し、米国財務省証券（米国国債）を中心に投資することにより、利子等収益の確保に努めます。
- ・運用にあたっては、組入れる債券（米国国債）の最長残存期間を2年程度とすることにより、債券の金利変動リスクを低減するよう努めます。

**外貨建資産については、為替ヘッジを行わない方針です。したがって、為替変動リスクの影響を受けますので、基準価額は大きく変動することもあります。**

す。

- ・通貨の投資対象は、米ドルのみとします。
- ・円の米ドルに対する為替相場が、円安（ドル高）になる場合には、外貨建資産の円換算した資産価値が上昇して利益（為替差益）が発生するのに対して、円高（ドル安）になる場合には、外貨建資産の円換算した資産価値が下落して損失（為替差損）が発生します。

<イメージ図>

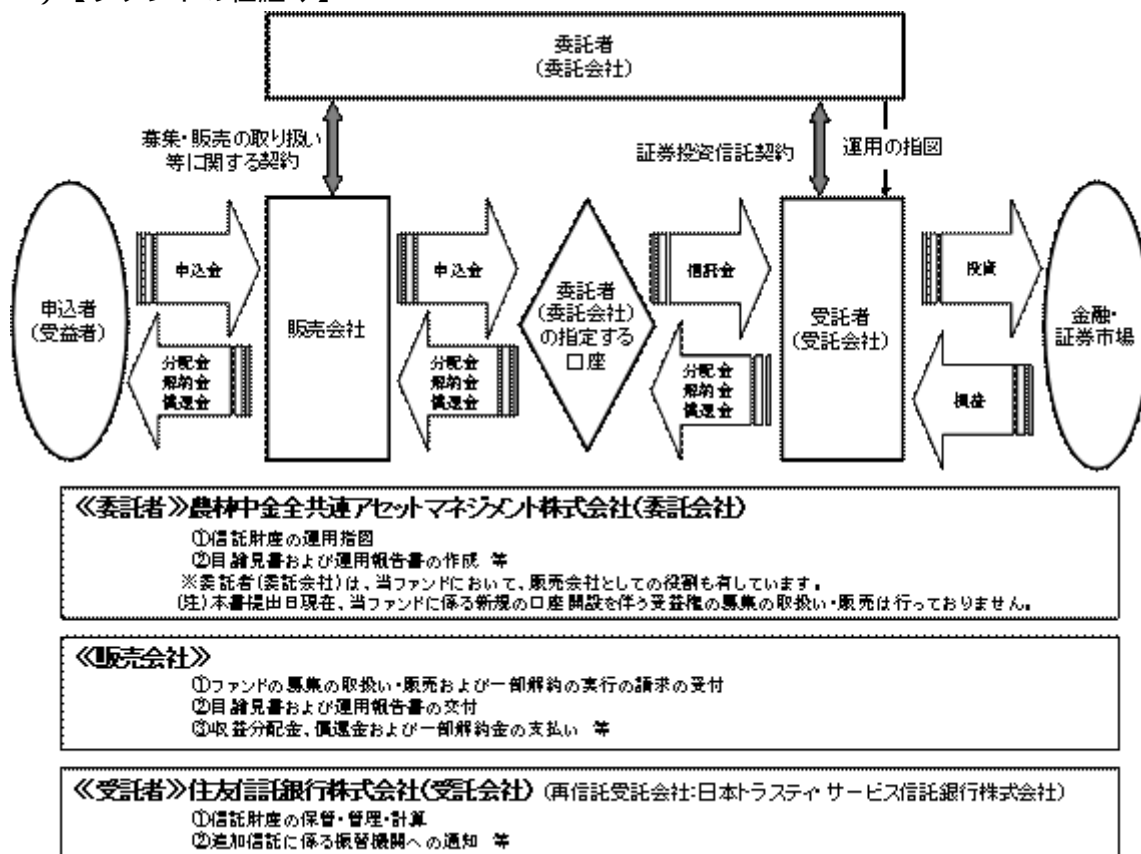


※ 上図は、円相場と基準価額の変動の一般的な相関を示したものであり、実際の基準価額の変動幅については、ファンドに組入れられている債券の内容（価格、利率等）によって異なり、常に一定した変動幅を示すものではありません。

当ファンドにおける「リターンの源泉」と「リスクの所在」は以下のとおりです。

リターン（収益をもたらすもの）	リスク（損失につながるもの）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●為替差益（＝円安となった場合）</li> <li>●債券利息収入 （＝米国債券から得られるクーポン収入）</li> <li>●金利変動による収益 （＝米国の金利が低下した場合に、組入米国債券の価格が上昇）</li> </ul>	<p>&lt;為替変動リスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●為替差損（＝円高となった場合）</li> </ul> <p>&lt;金利変動リスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●金利変動による損失 （＝米国の金利が上昇した場合に、組入米国債券の価格が下落）</li> </ul>

## (2) 【ファンドの仕組み】



## 委託者（委託会社）の概況（平成21年2月27日現在）

## 資本金の額

19億2千万円

## 沿革

平成5年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

平成8年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

平成12年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

平成19年9月30日 金融商品取引業の登録

## 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	50.91
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	49.09

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、主として米国の公社債に投資することにより、利子等収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しています。（以下同じ。）

#### b. 運用方法

##### 投資対象

米国の公社債を主要投資対象とします。

##### 投資態度

米国国債を中心とする米国の公社債に投資し、利子等収益の確保に努めます。

なお、外貨建資産については為替ヘッジを行わない方針です。

また、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

### (2)【投資対象】

#### 運用の指図範囲（約款第17条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使および株主割当により取得した株券または新株引受権証書
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号（上記1.～6.）の証券または証書の性質を有するもの

8. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11. 外国の者に対する権利で前号(上記10.)の有価証券の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
13. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第5号(上記5.)の証券または証書および第7号(上記7.)の証券または証書のうち第5号(上記5.)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号(上記1.~4.)までの証券および第7号(上記7.)の証券のうち第1号から第4号(上記1.~4.)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項(上記 )に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

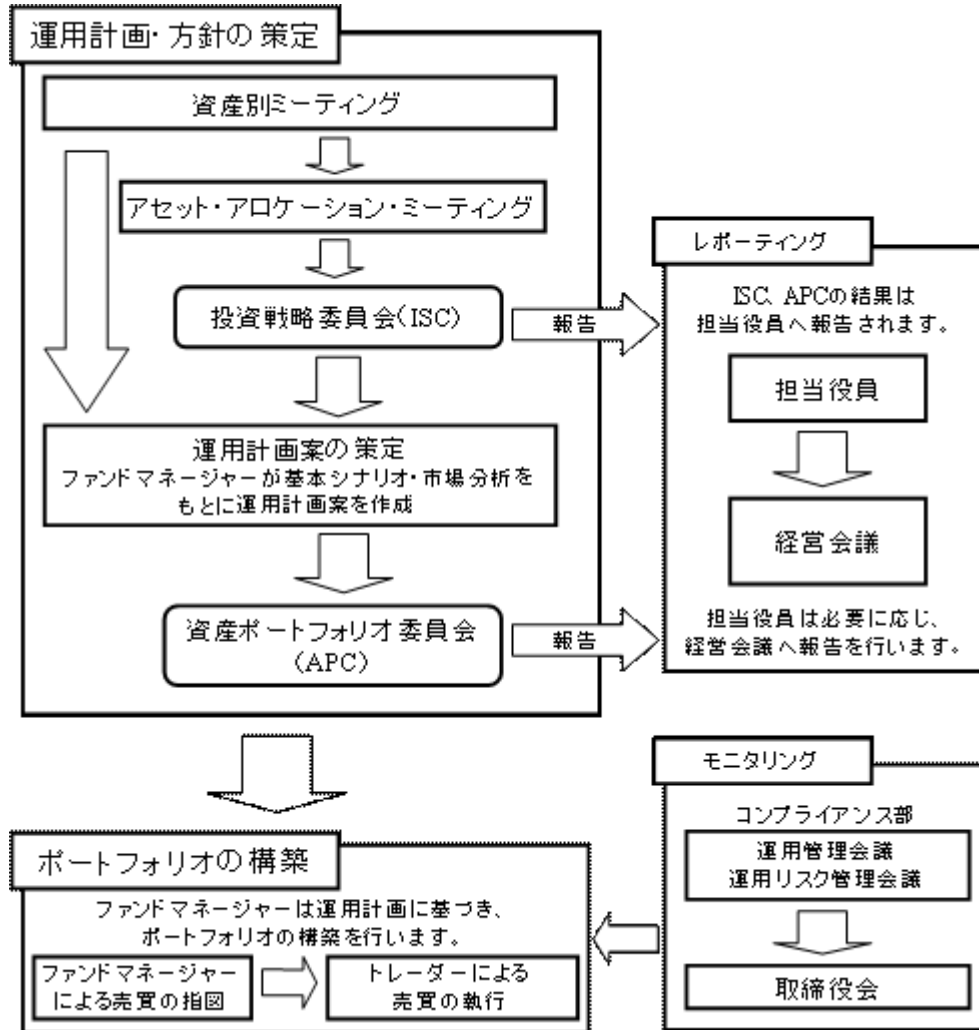
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号(上記 5.)の権利の性質を有するもの

第1項(上記 )の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第6号(上記 1.~6.)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## (3) 【運用体制】

## 1. 運用体制

農中US債券オープンは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



## 資産別ミーティング

月1回以上開催。資産別の市場分析・シナリオ案の作成を行います。

## アセット・アロケーション・ミーティング (AAM)

月1回以上開催。資産間のリスク・リターンの相対比較分析を行い、資産配分案を作成します。

## 投資戦略委員会 (ISC)

原則月1回以上開催し、資産配分の決定や各市場の基本シナリオの承認を行います。

## 資産ポートフォリオ委員会 (APC)

原則月1回以上開催し、資産内のセクター、デュレーション等のリスク配分を決定し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

## 2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	30名程度 (うち 投資判断に携わる者 25名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

### 3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### a. 収益分配方針（運用の基本方針 収益分配方針）

毎決算時（毎年1月13日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

##### 分配対象額の範囲

利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### 分配対象額についての分配方針

利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

##### 留保益の運用方針

収益分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

##### b. 収益の分配方式（約款第40条）

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### c. 収益分配金の支払い等

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5) 【投資制限】

## a. 株式への投資制限(運用の基本方針 運用方法(3) 投資制限、約款第17条第4項)

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

## b. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 運用方法(3) 投資制限)

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

## c. 投資する株式の範囲(約款第19条)

委託者が投資することを指図する株式は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

## d. 同一銘柄の株式への投資制限(運用の基本方針 運用方法(3) 投資制限、約款第20条)

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

## e. 先物取引等の運用指図・目的・範囲(運用の基本方針 運用方法(3) 投資制限、約款第21条)

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月ま

でに受け取る外貨建組入公社債および外貨建組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

f. 同一銘柄の転換社債等への投資制限(運用の基本方針 運用方法(3) 投資制限、約款第22条)

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第23条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h. 外国為替予約の指図(約款第24条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約を指図することができます。

i. 有価証券売却等の指図(約款第31条)

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図(約款第32条)

委託者は、前条(上記i.)の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

k. 資金の借り入れ(約款第33条)

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項(上記)の資金借入額は、次の各号(下記1.~3.)に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却などによる受け取りの確定している資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以下

前項(上記)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

l. デリバティブ取引に係る制限(金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

m. 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、公社債などの値動きのある証券（外国証券には為替変動リスク等もあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、当ファンドは、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息の保証はありません。また、当ファンドは、預金（貯金）保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、登録金融機関の販売の場合には投資者保護基金の対象でもありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは受益者に負っていただくこととなります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

##### 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

##### 金利変動リスク

一般に、債券は市場金利の変動の影響を受け価格が変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

##### 信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落し、あるいは、無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

##### 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

- ・フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが日次ベースでポジションリスク管理およびパフォーマンス管理を行い、適宜、直属管理者に報告しています。
  - ・また、決定された運用計画に基づいた運用(あるいはポジション組成)となっているか否かを日次ベースで担当ファンドマネージャーおよび直属管理者が管理を行っています。
- ミドルにおけるリスク管理体制

- ・ミドル部門(コンプライアンス部)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行うことにより、フロント部門への牽制機能の発揮に加え、受益者からの負託に適う適正なファンド運用プロセスを確保する役割を果たしています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催します。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとした各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催します。

#### [ 運用管理会議 ]

原則として月1回開催し、ファンドの法令等(法令、協会ルール、信託約款等)の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

#### [ 運用リスク管理会議 ]

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.05%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
 半休日は午前9時から正午まで  
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

### （２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

### （３）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.7875%（税抜0.75%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおりとします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.3675% （税抜0.35%）	0.3675% （税抜0.35%）	0.0525% （税抜0.05%）	0.7875% （税抜0.75%）

信託報酬の販売会社への配分は、「第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（2）ファンドの仕組み」に記載されています各業務に対する代行手数料であり、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

### （４）【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.00315%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

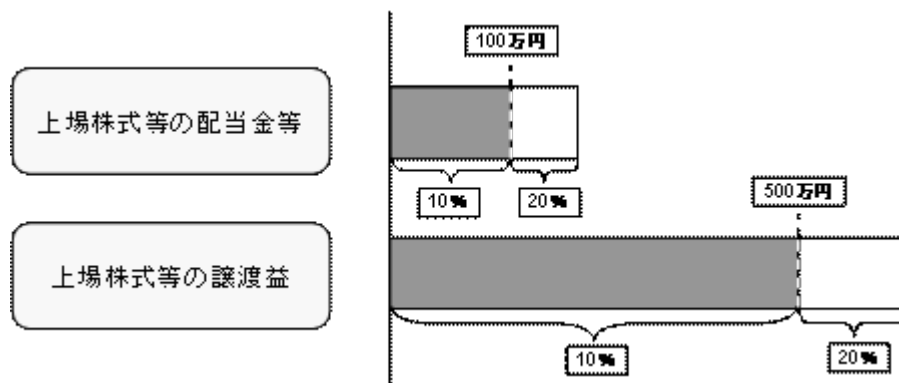
委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができません。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。また、当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## （５）【課税上の取扱い】

### <個人、法人別の課税の取扱いについて>

#### 個人の受益者に対する課税



#### 収益分配金に対する課税

（上場株式等の配当金等（公募株式投資信託の分配金・上場株式等の配当金等））

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、上場株式等の配当金等と合算し、その合計額により以下のとおり課税されます。

・ 1年間に受け取る上場株式等の配当金等の合計額が

（a）100万円以下の場合（原則として確定申告不要です。）

税率10%（所得税7%、地方税3%）が適用されます。

（b）100万円超の場合（確定申告が必要となります。）

100万円超の部分について税率20%（所得税15%、地方税5%）が適用されます。

1 合計額の算定にあたっては、年間1銘柄あたり1万円以下のものについては算定対象外となります。

2 確定申告が不要な場合でも、申告分離課税または総合課税を選択し申告することができます。

（注）平成23年1月より、金額に関係なく一律20%（所得税15%、地方税5%）となります。

#### 一部解約時・償還時における課税

（上場株式等（公募株式投資信託・上場株式等）の譲渡益）

公募株式投資信託の一部解約・償還により交付を受ける金銭等の合計額は、その全額を譲渡収入とみなして課税されます。

一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）は、上場株式等の譲渡益と合わせて、その合計額により以下のとおり課税されます。

・ 1年間の譲渡益の合計額が

（a）500万円以下の場合（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

税率10%（所得税7%、地方税3%）が適用されます。

（b）500万円超の場合（確定申告が必要となります。）

500万円超の部分について税率20%（所得税15%、地方税5%）が適用されます。

（注）平成23年1月より、金額に関係なく一律20%（所得税15%、地方税5%）となります。

## 損益通算について

・公募株式投資信託や上場株式等の譲渡損失については譲渡益および公募株式投資信託の分配金や上場株式等の配当金等との損益通算が可能です。

	利益	株式配当金 株式投資信託分配金	株式投資信託 解約・償還益	株式譲渡益	株式投資信託譲渡益
損失					
株式投資信託 解約・償還損		○	○	○	○
株式投資信託 譲渡損		○	○	○	○
株式譲渡損		○	○	○	○

## 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、税額控除が適用されます。

（注）個人および法人の受益者に対する課税については、平成21年2月時点のものであり、税制が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。

## < 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行は平成12年4月1日の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合にはコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について > をご参照ください。）

## < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注意）

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署などへお問い合わせください。

## 5【運用状況】（平成21年2月27日現在）

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しています。したがって、表示の合計値が個別数値の合計と一致しない場合もあります。

## (1)【投資状況】

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	172,323,980	97.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,488,347	2.54
合計(純資産総額)		176,812,327	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a. 評価額(全銘柄)

国/ 地域	種類	銘柄名	通貨	数量 (額面)	帳簿価額		評価額		邦貨換算 帳簿価額 (円)	邦貨換算 評価額 (円)	利率 (%)	償還年月日	投資 比率 (%)
					単価 (当該 通貨)	金額 (当該通貨)	単価 (当該 通貨)	金額 (当該通貨)					
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 0.875 101231	ドル	250,000	99.96	249,902.34	99.68	249,218.75	24,442,947	24,376,085	0.875	2010/12/31	13.79
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 1.5 101031	ドル	225,000	101.51	228,410.15	100.80	226,810.54	22,340,796	22,184,338	1.5	2010/10/31	12.55
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 2.75 100731	ドル	220,000	103.54	227,794.52	102.64	225,826.56	22,280,582	22,088,095	2.75	2010/7/31	12.49
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 3.625 091031	ドル	220,000	102.52	225,560.15	101.96	224,322.65	22,062,038	21,940,998	3.625	2009/10/31	12.41
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 2.125 100430	ドル	210,000	102.27	214,774.21	101.50	213,166.40	21,007,065	20,849,805	2.125	2010/4/30	11.79
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 4.5 090430	ドル	210,000	101.31	212,756.25	100.71	211,492.96	20,809,688	20,686,126	4.5	2009/4/30	11.70
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 4.625 090731	ドル	205,000	102.34	209,804.68	101.75	208,587.50	20,520,995	20,401,943	4.625	2009/7/31	11.54
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 2.125 100131	ドル	200,000	101.72	203,445.31	101.19	202,398.43	19,898,985	19,796,590	2.125	2010/1/31	11.20

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額(邦貨換算金額)の比率です。

(注2) 邦貨換算金額は、該当日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により当該通貨金額を邦貨換算しています。

## b. 全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率(%)
国債証券	97.46
合計	97.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価額（邦貨換算金額）の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (分配落ち)(円)	純資産総額 (分配付き)(円)	基準価額 (分配落ち)(円)	基準価額 (分配付き)(円)
第2期計算期間末 平成12年1月13日	390,978,142	390,978,142	8,861	8,861
第3期計算期間末 平成13年1月15日	468,017,297	488,869,332	10,100	10,550
第4期計算期間末 平成14年1月15日	459,859,970	534,970,738	10,102	11,752
第5期計算期間末 平成15年1月14日	493,572,640	493,572,640	9,346	9,346
第6期計算期間末 平成16年1月13日	454,880,653	454,880,653	8,492	8,492
第7期計算期間末 平成17年1月13日	441,559,909	441,559,909	8,166	8,166
第8期計算期間末 平成18年1月13日	212,007,055	212,007,055	9,257	9,257
第9期計算期間末 平成19年1月15日	198,334,723	201,349,438	9,868	10,018
第10期計算期間末 平成20年1月15日	178,319,369	178,319,369	9,379	9,379
第11期計算期間末 平成21年1月13日	163,017,813	163,017,813	8,044	8,044
平成20年2月末日	176,358,734	-	9,188	-
3月末日	170,583,265	-	8,827	-
4月末日	179,718,671	-	9,144	-
5月末日	183,017,591	-	9,271	-
6月末日	184,055,864	-	9,341	-
7月末日	187,376,843	-	9,500	-
8月末日	191,079,342	-	9,629	-

9月末日	184,709,395	-	9,204	-
10月末日	174,413,782	-	8,762	-
11月末日	169,583,959	-	8,553	-
12月末日	164,250,494	-	8,180	-
平成21年1月末日	163,100,800	-	8,041	-
2月末日	176,812,327	-	8,753	-

(注) 基準価額は、1万口当りの純資産額を表示しています。

## 【分配の推移】

	1万口当り分配金（税込み）
第2期計算期間（平成12年1月13日）	- 円
第3期計算期間（平成13年1月15日）	450 円
第4期計算期間（平成14年1月15日）	1,650 円
第5期計算期間（平成15年1月14日）	- 円
第6期計算期間（平成16年1月13日）	- 円
第7期計算期間（平成17年1月13日）	- 円
第8期計算期間（平成18年1月13日）	- 円
第9期計算期間（平成19年1月15日）	150 円
第10期計算期間（平成20年1月15日）	- 円
第11期計算期間（平成21年1月13日）	- 円

## 【収益率の推移】

	収益率
第2期計算期間（平成12年1月13日）	3.3 %
第3期計算期間（平成13年1月15日）	19.1 %
第4期計算期間（平成14年1月15日）	16.4 %
第5期計算期間（平成15年1月14日）	7.5 %
第6期計算期間（平成16年1月13日）	9.1 %
第7期計算期間（平成17年1月13日）	3.8 %
第8期計算期間（平成18年1月13日）	13.4 %
第9期計算期間（平成19年1月15日）	8.2 %
第10期計算期間（平成20年1月15日）	5.0 %
第11期計算期間（平成21年1月13日）	14.2 %

（注）収益率 = （当期末の分配付き基準価額 - 前期末の分配落ち基準価額） / 前期末の分配落ち基準価額 × 100  
で算出しています。

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成10年1月16日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日  
平成12年11月15日 有価証券届出書の提出  
平成12年12月1日 継続申込の開始日  
平成19年1月4日 振替制度へ移行

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### （1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われ  
ず。

継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

##### （2）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込については、原則として午後3時（金融商品取引所が半休日の場  
合は午前11時）までに取得の申し込みが行われ、かつ、当該取得申込の受け付けに係る販  
売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

（ロ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、取  
得申込の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止そ  
の他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およ  
びすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」の  
いずれかをお申し出ください。

「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支  
払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。

「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動  
的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をい  
います。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農中US  
債券オープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）  
を締結します。

「農中US債券オープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）  
については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この  
場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替  
を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口  
数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払い  
と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うこと  
ができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座

簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### （３）申込単位

1万円以上1円単位とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

### （４）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.05%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） 半休日は午前9時から正午まで <ホームページアドレス> <a href="http://www.ja-asset.co.jp/">http://www.ja-asset.co.jp/</a>
--

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

### （５）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） 半休日は午前9時から正午まで <ホームページアドレス> <a href="http://www.ja-asset.co.jp/">http://www.ja-asset.co.jp/</a>
--

## 2【換金（解約）手続等】

### （１）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）原則として午後3時（金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の一部解約の実行の請求として受け付けるものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

(八) 委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、委託者は金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記(2)に準じて計算された価額とします。

(二) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## (2) 解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額とし、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者(下記参照)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル> 0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで) 半休日は午前9時から正午まで <ホームページアドレス> <a href="http://www.ja-asset.co.jp/">http://www.ja-asset.co.jp/</a>
---

## (3) 一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
---



**（４）【計算期間】**

信託の計算期間（約款第36条）

a．この信託の計算期間は、毎年1月14日から翌年1月13日までとします。

ただし、第1計算期間は、平成10年1月16日から平成11年1月13日までとします。

b．上記a．の規定にかかわらず、上記a．の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

**（５）【その他】**

a．信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託の一部解約（約款第45条第7項から第12項）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が3億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約の解約（約款第46条）

委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 から上記 までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(八) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第47条第1項)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(二) 委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い(約款第48条)

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記 の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い(約款第50条)

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第47条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第51条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更(約款第51条)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記 の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. その他の契約の変更

< 募集・販売の取扱い等に関する契約 >

委託者と販売会社(取次登録金融機関は除きます。)との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し

て通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d．運用報告書等

< 運用報告書 >

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、かつ、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

< 有価証券報告書および半期報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

< 臨時報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第49条）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．公告（約款第53条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第54条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 2【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。なお、平成19年1月4日以降においても、約款第44条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

収益分配金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記 の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社（委託者は除きます。）は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は上記 の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

上記 、 に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

#### （ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

償還金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

#### （ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。<sup>（注）</sup>

（注）ただし、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則とし

て、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(二) 反対者の買取請求権（約款第51条の2）

約款第45条もしくは約款第46条に規定する信託契約の解約または約款第51条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第45条第9項および約款第46条第3項または約款第51条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については約款第43条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第43条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第42条））

## 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第10期計算期間（平成19年1月16日から平成20年1月15日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第11期計算期間（平成20年1月16日から平成21年1月13日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第10期計算期間（平成19年1月16日から平成20年1月15日まで）については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則及び内閣府令第79号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第11期計算期間（平成20年1月16日から平成21年1月13日まで）については、内閣府令第61号及び内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成19年1月16日から平成20年1月15日まで）の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けており、第11期計算期間（平成20年1月16日から平成21年1月13日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって、新日本有限責任監査法人となりました。

## 1【財務諸表】

## 農中US債券オ - プン

## (1)【貸借対照表】

区分	第10期 (平成20年1月15日現在)	第11期 (平成21年1月13日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	776,794	403,678
コール・ローン	5,413,421	6,569,432
国債証券	172,502,323	155,069,988
未収利息	2,361,602	1,564,855
前払費用	279,644	114,516
流動資産合計	181,333,784	163,722,469
資産合計	181,333,784	163,722,469
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,302,487	
未払受託者報酬	47,089	46,615
未払委託者報酬	659,184	652,552
その他未払費用	5,655	5,489
流動負債合計	3,014,415	704,656
負債合計	3,014,415	704,656
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	190,134,875	202,666,062
剰余金		
期末欠損金	11,815,506	39,648,249
(分配準備積立金)	(17,472,974)	(19,852,262)
純資産合計	178,319,369	163,017,813
負債・純資産合計	181,333,784	163,722,469

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

区分	第10期 (自 平成19年1月16日 至 平成20年1月15日)	第11期 (自 平成20年1月16日 至 平成21年1月13日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	7,561,626	6,039,829
有価証券売買等損益	2,856,103	78,239
為替差損益	17,432,016	31,197,792
その他収益	76,990	66,455
営業収益合計	6,937,297	25,169,747
営業費用		
受託者報酬	96,188	93,376
委託者報酬	1,346,594	1,307,058
その他費用	113,152	65,870
営業費用合計	1,555,934	1,466,304
営業損失金額	8,493,231	26,636,051
経常損失金額	8,493,231	26,636,051
当期純損失金額	8,493,231	26,636,051
一部解約に伴う当期純利益金額分配額又は 当期純損失金額分配額( )	694,375	692,156
期首欠損金	2,646,314	11,815,506
欠損金減少額	838,285	1,481,738
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(838,285)	(1,481,738)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)	( )	( )
欠損金増加額	819,871	3,370,586
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)	( )	( )
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(819,871)	(3,370,586)
分配金		
期末欠損金	11,815,506	39,648,249

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

区分	第10期 ( 自 平成19年1月16日 至 平成20年1月15日 )	第11期 ( 自 平成20年1月16日 至 平成21年1月13日 )
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価により評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格提供会社の提供する価額	国債証券 同 左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同 左
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 同 左

## 4. その他

## (1)外貨建取引等の会計処理

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (2)計算期間に関する事項

前計算期間末および当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成19年1月16日から平成20年1月15日となっております。

## (1)外貨建取引等の会計処理

同左

## (2)計算期間に関する事項

前計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成20年1月16日から平成21年1月13日となっております。

## （貸借対照表に関する注記）

区分	第10期 （平成20年1月15日現在）	第11期 （平成21年1月13日現在）
1. 計算期間末日における 受益権の総数	190,134,875口	202,666,062口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は11,815,506円であります。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は39,648,249円であります。
3. 計算期間の末日における 一単位当たりの純資産の 額 一口当たり純資産額 （一万口当たり純資産額）	0.9379円 （9,379円）	0.8044円 （8,044円）

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 （自 平成19年1月16日 至 平成20年1月15日）	第11期 （自 平成20年1月16日 至 平成21年1月13日）
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,273,150円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（19,486,383円）、及び分配準備積立金（12,199,824円）より、分配対象収益は36,959,357円（一万口当たり1,943.85円）であります。基準価額水準、市場動向等を勘案し、分配は行っておりません。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,321,035円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（24,344,564円）、及び分配準備積立金（15,531,227円）より、分配対象収益は44,196,826円（一万口当たり2,180.77円）であります。基準価額水準、市場動向等を勘案し、分配は行っておりません。</p>

## （関連当事者との取引に関する注記）

第10期 （自 平成19年1月16日 至 平成20年1月15日）	第11期 （自 平成20年1月16日 至 平成21年1月13日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

第10期 (自平成19年1月16日 至平成20年1月15日)		第11期 (自平成20年1月16日 至平成21年1月13日)	
期首元本額	200,981,037円	期首元本額	190,134,875円
期中追加設定元本額	53,944,115円	期中追加設定元本額	35,722,167円
期中一部解約元本額	64,790,277円	期中一部解約元本額	23,190,980円

## 2. 売買目的有価証券

種 類	第10期 (平成20年1月15日現在)		第11期 (平成21年1月13日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	172,502,323	2,489,820	155,069,988	734,124
合 計	172,502,323	2,489,820	155,069,988	734,124

## 3. デリバティブ取引関係

## . 取引の状況に関する事項

区分	第10期 (自平成19年1月16日 至平成20年1月15日)	第11期 (自平成20年1月16日 至平成21年1月13日)
1. 取引の内容	当該投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同 左
2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的	為替予約取引は、為替変動リスクを低減することを目的に行っており、投機的な取引は行わない方針であります。	同 左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。また、為替予約取引は、相手方の契約不履行によるリスクを有しております。	同 左

4.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、信託約款並びに取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用部門が指図し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左
-----------------	---	----

## . 取引の時価等に関する事項

第10期 (自 平成19年1月16日 至 平成20年1月15日)	第11期 (自 平成20年1月16日 至 平成21年1月13日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

別紙参照。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 有価証券明細表(株式以外の有価証券)

通貨名	種類	銘柄名	券面総額 (当該通貨)	評価額 (当該通貨)	備考
米ドル	国債証券	T-NOTE 1.5 101031	225,000.00	228,410.15	
	国債証券	T-NOTE 2.125 100131	200,000.00	203,445.31	
	国債証券	T-NOTE 2.125 100430	210,000.00	214,774.21	
	国債証券	T-NOTE 2.75 100731	220,000.00	227,794.52	
	国債証券	T-NOTE 3.625 091031	220,000.00	225,560.15	
	国債証券	T-NOTE 4.5 090430	210,000.00	212,756.25	
	国債証券	T-NOTE 4.625 090731	205,000.00	209,804.68	
	国債証券	T-NOTE 4.875 090131	210,000.00	210,467.57	
	種類別小計		1,700,000.00	1,733,012.84	
	通貨計		1,700,000.00	1,733,012.84	
				(155,069,988)	
	合計			1,733,012.84	
				(155,069,988)	

## 有価証券明細表注記

- 1.通貨の種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算金額であります。
- 2.合計金額欄の( )内は、外貨建証券の邦貨換算金額であり、内書であります。

## 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨名	銘柄数	組入債券 時価比率(%)	合計金額に 対する比率(%)
米ドル	国債証券 8銘柄	95.1	100.00
合計		95.1	100.00

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】(平成21年2月27日現在)

資産総額	176,973,234円
負債総額	160,907円
純資産総額( - )	176,812,327円
発行済数量	202,005,538口
1万口当り純資産額( / ×10,000)	8,753円

## 第5【設定及び解約の実績】

期 間	設定数量（口）	解約数量（口）
第2期計算期間 自 平成11年1月14日 至 平成12年1月13日	117,978,565	4,031,514
第3期計算期間 自 平成12年1月14日 至 平成13年1月15日	93,559,913	71,413,534
第4期計算期間 自 平成13年1月16日 至 平成14年1月15日	53,050,436	61,212,226
第5期計算期間 自 平成14年1月16日 至 平成15年1月14日	96,278,426	23,368,736
第6期計算期間 自 平成15年1月15日 至 平成16年1月13日	24,752,331	17,215,453
第7期計算期間 自 平成16年1月14日 至 平成17年1月13日	30,377,343	25,315,454
第8期計算期間 自 平成17年1月14日 至 平成18年1月13日	32,252,973	343,951,891
第9期計算期間 自 平成18年1月14日 至 平成19年1月15日	34,665,506	62,710,785
第10期計算期間 自 平成19年1月16日 至 平成20年1月15日	53,944,115	64,790,277
第11期計算期間 自 平成20年1月16日 至 平成21年1月13日	35,722,167	23,190,980

（注）本邦以外において設定及び解約の実績はありません。

## 第三部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（平成21年2月27日現在）

19億2千万円

発行する株式の総数：116,400株

発行済株式総数：38,400株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

###### 運用に関する会議等

###### 1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

###### 2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

###### 3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

###### 4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

###### 5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

###### 6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

## 運用の流れ

## 1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

## 2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

## 3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業としての業務を行っています。

平成21年2月27日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は60本、純資産総額合計は929,948百万円（ともにマザーファンドを除く）であり、その概要は以下のとおりとなります。

（平成21年2月27日現在）

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	58本	855,230百万円
追加型公社債投資信託	2本	74,718百万円
合計	60本	929,948百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）ならびに「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条1項及び第57条1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

なお、第14期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」に基づき、第15期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第14期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、ならびに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1	5,515,010		5,984,678	
分別金信託		10,000		10,000	
前払費用		74,272		48,162	
未収委託者報酬		835,409		697,920	
未収運用受託報酬		70,768		108,336	
未収収益		7,790		39,317	
繰延税金資産		108,896		87,416	
その他		26,034		1,013	
流動資産計		6,648,182	85.6	6,976,846	84.9
固定資産					
有形固定資産		27,101	0.3	174,940	2.1
建物	2	-		116,099	
器具備品	2	27,101		58,841	
無形固定資産		7,336	0.1	7,298	0.1
電話加入権等		7,336		7,298	
投資その他の資産		1,087,170	14.0	1,057,272	12.9
投資有価証券		490,885		664,088	
長期差入保証金		422,811		290,893	
預託金		1,000		-	
長期前払費用		873		1,753	
会員権		11,924		11,924	
繰延税金資産		107,800		62,694	
その他		51,875		25,918	
固定資産計		1,121,607	14.4	1,239,511	15.1
資産合計		7,769,790	100.0	8,216,357	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
流動負債						
預り金			4,667		5,825	
未払金			240,869		265,992	
未払収益分配金		13		13		
未払償還金		3,132		3,132		
未払手数料	1	234,071		258,983		
その他未払金		3,651		3,863		
未払費用	1		96,248		72,787	
未払法人税等			490,854		192,920	
未払消費税等			48,212		12,713	
前受運用受託報酬			63,992		63,987	
賞与引当金			132,087		149,120	
流動負債計			1,076,932	13.9	763,347	9.3
固定負債						
退職給付引当金			61,662		64,056	
役員退任慰労引当 金			32,900		47,300	
固定負債計			94,562	1.2	111,356	1.3
負債合計			1,171,494	15.1	874,703	10.6

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
資本金	3	1,920,000		1,920,000	
利益剰余金					
利益準備金		51,000		60,600	
その他利益剰余金		4,628,649		5,398,617	
任意積立金		3,565,000		4,425,000	
繰越利益剰余金		1,063,649		973,617	
利益剰余金計		4,679,649		5,459,217	
株主資本計		6,599,649	84.9	7,379,217	89.8
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		1,353		37,563	
評価・換算差額等計		1,353	0.0	37,563	0.4
純資産合計		6,598,296	84.9	7,341,653	89.4
負債・純資産合計		7,769,790	100.0	8,216,357	100.0

## (2)【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		4,915,701		4,555,793	
販売手数料		2,055		4,443	
運用受託報酬		534,729		668,484	
受取手数料		20,860		24,303	
営業収益計		5,473,346	100.0	5,253,025	100.0
営業費用					
支払手数料	2	850,035		813,577	
広告宣伝費		4,286		544	
受益証券発行費		23,327		440	
調査費		242,283		291,328	
調査費		232,405		283,545	
委託調査費		4,170		4,440	
図書費		5,708		3,343	
委託計算費	2	191,099		148,536	
業務委託料		500,992		429,896	
営業雑経費		126,807		148,899	
通信費		30,694		30,657	
印刷費		73,620		96,929	
協会費		14,754		13,532	
諸会費		1,612		1,777	
その他営業雑経費		6,124		6,002	
営業費用計		1,938,832	35.4	1,833,223	34.9

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	
一般管理費						
給料			1,013,302		1,104,071	
役員報酬	1	82,220		84,147		
給料・手当		607,663		688,956		
賞与		169,730		167,448		
賞与引当金繰入		132,087		149,120		
退職金		5,540		-		
役員退任慰労引 当金繰入		16,060		14,400		
福利厚生費			126,240		137,280	
交際費			12,023		16,803	
旅費交通費			24,452		27,893	
租税公課			23,435		23,232	
不動産賃借料			155,955		313,317	
賃借料			4,696		1,872	
退職給付費用			42,417		9,741	
固定資産減価償却 費			15,845		43,917	
業務委託費			207,012		358,371	
諸経費			88,771		133,474	
一般管理費計			1,714,152	31.3	2,169,975	41.3
営業利益			1,820,362	33.3	1,249,825	23.8

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外収益					
受取利息	2	13,704		26,818	
受取配当金		2,510		7,465	
その他		294		3,534	
営業外収益計		16,508	0.3	37,819	0.7
営業外費用					
支払利息		62		878	
投資有価証券売却 損		1,772		897	
その他		194		12	
営業外費用計		2,028	0.0	1,787	0.0
経常利益		1,834,842	33.5	1,285,857	24.5
特別利益					
事務所移転立退料		-		226,500	
特別利益計		-		226,500	4.3
特別損失					
固定資産除却損	3	532		88	
減損損失	4	115,692		-	
業法上の負担額	5	52,778		-	
特別損失計		169,002	3.1	88	0.0
税引前当期純利益		1,665,839	30.4	1,512,269	28.8
法人税、住民税及び事 業税		761,066		570,118	
法人税等調整額		73,715	12.5	66,583	12.1
当期純利益		978,488	17.9	875,567	16.7

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

項目	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金合計		其他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	其他利益剰余金						
		任意積立金	繰越利益剰余金						
平成18年3月31日残高 (千円)	1,920,000	45,240	2,875,000	838,521	3,758,761	5,678,761	47	47	5,678,714
事業年度中の変動額									
剰余金の配当		5,760		63,360	57,600	57,600			57,600
任意積立金の積立			690,000	690,000	-	-			-
当期純利益				978,488	978,488	978,488			978,488
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)							1,306	1,306	1,306
事業年度中の変動額合計 (千円)	-	5,760	690,000	225,128	920,888	920,888	1,306	1,306	919,582
平成19年3月31日残高 (千円)	1,920,000	51,000	3,565,000	1,063,649	4,679,649	6,599,649	1,353	1,353	6,598,296

当事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

項目	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金合計		其他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	其他利益剰余金						
		任意積立金	繰越利益剰余金						
平成19年3月31日残高 (千円)	1,920,000	51,000	3,565,000	1,063,649	4,679,649	6,599,649	1,353	1,353	6,598,296
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当		9,600		105,600	96,000	96,000			96,000
任意積立金の積立			860,000	860,000	-	-			-
当期純利益				875,567	875,567	875,567			875,567
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)							36,210	36,210	36,210
当事業年度中の変動額合計 (千円)	-	9,600	860,000	90,032	779,567	779,567	36,210	36,210	743,357
平成20年3月31日残高 (千円)	1,920,000	60,600	4,425,000	973,617	5,459,217	7,379,217	37,563	37,563	7,341,653

## 重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 市場価格のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年 4月 1日以降取得した建物（附属設備は除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～39年 器具備品 3～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年 4月 1日以降取得した建物（附属設備は除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～50年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 役員退任慰労引当金 役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 役員退任慰労引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	同左

## 会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)ならびに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,598,296千円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減価償却の方法)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ8,390千円減少しております。</p>

## 追加情報

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。</p>

## 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示されていたものは、当事業年度から「未収運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>前事業年度において「前受投資顧問料」として表示されていたものは、当事業年度から「前受運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において「投資顧問料」として表示されていたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。</p>

## 注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
<p>1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>預金 5,495,164千円 未払費用 39,222千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 - 千円 器具備品 46,203千円 <hr/>合計 46,203千円</p> <p>3 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>授権株式数 116,400株 発行済株式総数 38,400株</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>預金 5,946,669千円 未払手数料 8,744千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 12,574千円 器具備品 75,904千円 <hr/>合計 88,479千円</p> <p>3 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>授権株式数 116,400株 発行済株式総数 38,400株</p>

## （損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																
<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役 年額 120,000千円以内 監査役 年額 30,000千円以内</p> <p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。</p> <p>受取利息 12,793千円 委託計算費 39,222千円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">510千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">22千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">532千円</td> </tr> </table> <p>4 減損損失 当事業年度において、当社は以下の減損損失を計上いたしました。 (減損損失を認識した資産及び金額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">113,775千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">1,916千円</td> </tr> </table> <p>(減損損失の認識に至った経緯) 平成19年度の本社移転に伴い、一部資産の廃棄が決定したため、減損損失を認識しております。</p> <p>(資産のグルーピングの方法) 稼働資産については、当社各業務の相互補完性を勘案し、全社を1つのキャッシュフロー生成単位としております。また、廃棄予定資産や遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>5 業法上の負担は、当社が締結している投資一任契約に関して、有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律第三十条の三第一項第4号括弧書きによる負担額であります。</p>	建物	510千円	器具備品	22千円	合計	532千円	建物	113,775千円	器具備品	1,916千円	<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。</p> <p>受取利息 26,449千円 代行手数料 109,288千円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">88千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">88千円</td> </tr> </table>	建物	- 千円	器具備品	88千円	合計	88千円
建物	510千円																
器具備品	22千円																
合計	532千円																
建物	113,775千円																
器具備品	1,916千円																
建物	- 千円																
器具備品	88千円																
合計	88千円																

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	38,400	-	-	38,400
合計	38,400	-	-	38,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	57,600	1,500	平成18年3月31日	平成18年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1株当 たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	96,000	利益剰 余金	2,500	平成19年3月31日	平成19年6月27日

当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	38,400	-	-	38,400
合計	38,400	-	-	38,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	96,000	2,500	平成19年3月31日	平成19年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1株当 たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	96,000	利益剰 余金	2,500	平成20年3月31日	平成20年6月26日

## （リース取引関係）

前事業年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	当事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）																																		
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額</th> <th style="width: 20%;">期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: center;">7,216</td> <td style="text-align: center;">6,809</td> <td style="text-align: center;">406</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">7,216</td> <td style="text-align: center;">6,809</td> <td style="text-align: center;">406</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">451千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">451千円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">3,183千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">3,102千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">79千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額		千円	千円	千円	器具備品	7,216	6,809	406	合計	7,216	6,809	406	1年内	451千円	1年超	- 千円	合計	451千円	支払リース料	3,183千円	減価償却費相当額	3,102千円	支払利息相当額	79千円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>当社の当事業年度末のリース契約は全て、契約1件当りの金額が3,000千円以下のものでありますので記載を省略しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>当社の当事業年度末のリース契約は全て、契約1件当りの金額が3,000千円以下のものでありますので記載を省略しております。</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,693千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">515千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">32千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p>	支払リース料	1,693千円	減価償却費相当額	515千円	支払利息相当額	32千円
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																
	千円	千円	千円																																
器具備品	7,216	6,809	406																																
合計	7,216	6,809	406																																
1年内	451千円																																		
1年超	- 千円																																		
合計	451千円																																		
支払リース料	3,183千円																																		
減価償却費相当額	3,102千円																																		
支払利息相当額	79千円																																		
支払リース料	1,693千円																																		
減価償却費相当額	515千円																																		
支払利息相当額	32千円																																		

## (有価証券関係)

前事業年度(平成19年3月31日現在)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	証券投資信託	240,990	243,937	2,946
	小計	240,990	243,937	2,946
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	証券投資信託	250,857	246,947	3,909
	小計	250,857	246,947	3,909
合計		491,847	490,885	962

## 2. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
証券投資信託	-	59,513	108,333	-
合計	-	59,513	108,333	-

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
107,930	-	1,772

当事業年度(平成20年3月31日現在)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	証券投資信託	119,875	123,239	3,364
	小計	119,875	123,239	3,364
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	証券投資信託	581,383	540,849	40,533
	小計	581,383	540,849	40,533
合計		701,258	664,088	37,169

## 2. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
証券投資信託	19,572	38,109	9,825	-
合計	19,572	38,109	9,825	-

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
99,102	-	897

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

	前事業年度 (平成19年3月31日現在)	当事業年度 (平成20年3月31日現在)
(1) 退職給付債務(千円)	61,662	64,056
(2) 年金資産(千円)	-	-
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	61,662	64,056
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異(千円)	-	-
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額) (千円)	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)+(6) (千円)	61,662	64,056
(8) 前払年金費用(千円)	-	-
(9) 退職給付引当金(7)-(8)(千円)	61,662	64,056

## 3．退職給付費用の内訳

	前事業年度 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	当事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
退職給付費用	42,417	9,741
(1) 勤務費用（千円）	-	-
(2) 利息費用（千円）	-	-
(3) 期待運用収益（減算）（千円）	-	-
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額 （千円）	-	-
上記(1) から(3) については、簡便法を採用 しておりますので記載を省略して おります。		

## 4．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 （平成19年 3月31日現在）	当事業年度 （平成20年 3月31日現在）
(1) 割引率	-	-
(2) 期待運用収益率	-	-
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	-	-
(4) 過去勤務債務の処理年数	-	-
(5) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-
上記(1) から(3) については、簡便法を採用 しておりますので記載を省略して おります。		

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産) (千円)	(繰延税金資産) (千円)
ソフトウェア償却超過額 59,753	ソフトウェア償却超過額 17,777
ゴルフ会員権評価損否認 9,960	賞与引当金損金算入限度超過額 60,676
賞与引当金損金算入限度超過額 53,746	役員退任慰労引当金否認 19,246
役員退任慰労引当金否認 13,387	その他有価証券評価差額金 974
その他有価証券評価差額金 807	その他 52,803
その他 80,240	繰延税金資産計 151,479
繰延税金資産計 217,895	
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
その他有価証券評価差額金 1,198	その他有価証券評価差額金 1,368
差引：繰延税金資産の純額 216,696	差引：繰延税金資産の純額 150,110
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

## ( 関連当事者との取引 )

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	1,484,017 百万円	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等	代行手数料	100,995	未払手数料	9,434
								預金利息	12,793	預金	5,495,164
								運営管理機関システム利用料	19,611	未払費用	19,611
その他の関係会社	全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区	128,800 百万円	共済事業	被所有 直接 49.09%	兼任 1名	当社投資信託の購入等	運営管理機関システム利用料	19,611	未払費用	19,611

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

預金に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	2,016,033 百万円	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等	代行手数料(*1)	109,288	未払手数料	8,744
								預金利息(*2)	26,449	預金	5,946,669

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*2) 預金に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	171,830円63銭	1株当たり純資産額	191,188円89銭
1株当たり当期純利益	25,481円47銭	1株当たり当期純利益	22,801円23銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純利益	978,488千円	損益計算書上の当期純利益	875,567千円
普通株式に係る当期純利益	978,488千円	普通株式に係る当期純利益	875,567千円
<p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p>		<p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p>	
普通株式の期中平均株式数	38,400株	普通株式の期中平均株式数	38,400株

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はございません。	同左

[次へ](#)

## 2. 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第16期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		6,025,450
分別金信託		10,088
前払費用		70,261
未収委託者報酬		593,087
未収運用受託報酬		96,833
未収収益		6,588
繰延税金資産		85,634
その他		99
流動資産計		6,888,044
固定資産		
有形固定資産		159,070
建物	1	110,371
器具備品	1	48,698
無形固定資産		7,278
投資その他の資産		1,237,787
投資有価証券		849,552
長期差入保証金		290,893
長期前払費用		1,417
会員権		11,924
繰延税金資産		58,080
その他		25,918
固定資産計		1,404,136
資産合計		8,292,180

		第16期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		119,908
未払金		243,412
未払費用		68,597
未払法人税等		139,926
未払消費税		5,566
前受運用受託報酬		52,377
賞与引当金		156,983
流動負債計		786,771
固定負債		
退職給付引当金		67,245
役員退任慰労引当金		32,400
固定負債計		99,645
負債合計		886,416
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,920,000
利益剰余金		
利益準備金		70,200
その他利益剰余金		5,490,850
任意積立金		5,205,000
繰越利益剰余金		285,850
利益剰余金計		5,561,050
株主資本計		7,481,050
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		75,287
評価・換算差額等計		75,287
純資産合計		7,405,763
負債・純資産合計		8,292,180

## (2) 中間損益計算書

		第16期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		1,735,130
運用受託報酬		327,833
受取手数料		7,385
営業収益計		2,070,349
営業費用		
支払手数料		322,677
その他		430,851
営業費用計		753,529
一般管理費	1	998,117
営業利益		318,702
営業外収益	2	23,728
営業外費用	3	399
経常利益		342,032
特別損失	4	65
税引前中間純利益		341,966
法人税、住民税及び事業税		136,378
法人税等調整額		7,754
中間純利益		197,833

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第16期中間会計期間（自平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

項目	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			利益 剰余金 合計		その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金						
			任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高 (千円)	1,920,000	60,600	4,425,000	973,617	5,459,217	7,379,217	37,563	37,563	7,341,653
中間会計期間中の 変動額									
剰余金の配当		9,600		105,600	96,000	96,000			96,000
任意積立金の積立			780,000	780,000					
中間純利益				197,833	197,833	197,833			197,833
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額 (純額)							37,723	37,723	37,723
中間会計期間中の 変動額合計 (千円)		9,600	780,000	687,766	101,833	101,833	37,723	37,723	64,110
平成20年9月30日残高 (千円)	1,920,000	70,200	5,205,000	285,850	5,561,050	7,481,050	75,287	75,287	7,405,763

## 中間財務諸表の作成の基本となる重要な事項

項目	第16期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。</p> <p>その他有価証券 市場価格のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～50年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退任慰労引当金 役員の退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期末要支給額を計上しております。</p>
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 会計方針の変更

第16期中間会計期間

（自 平成20年4月 1日

至 平成20年9月30日）

（リース取引に関する会計基準等）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号、平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号、平成19年3月30日改正）が適用されたことに伴い、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

## 注 記 事 項

## （中間貸借対照表関係）

第16期中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額	102,789千円

## （中間損益計算書関係）

第16期中間会計期間 （自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	16,194千円
無形固定資産	19千円
2 営業外収益の主要項目	
受取利息	14,929千円
受取配当金	6,137千円
3 営業外費用の主要項目	
投資有価証券償還損	375千円
4 特別損失の主要項目	
器具備品除却損	65千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第16期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当中間会計期間末
普通株式（株）	38,400			38,400
合 計（株）	38,400			38,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
-----	-------	----------------	-----------------	-------	-------

平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	96,000	2,500	平成20年3月31日	平成20年6月26日
----------------------	------	--------	-------	------------	------------

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

第16期中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

## 1.満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
利 金 債	250,000	249,525	475
合 計	250,000	249,525	475

## 2.その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)

	取 得 原 価	中間貸借対照表計上額	差 額
証券投資信託	675,804	599,552	76,251
合 計	675,804	599,552	76,251

## (デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## （ 1 株当たり情報 ）

第16期中間会計期間 （自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日）	
1 株当たり純資産額	192,858円42銭
1 株当たり中間純利益	5,151円91銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	
（注）	
1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
	第16期中間会計期間 （自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日）
中間純利益（千円）	197,833
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	197,833
期中平均株式数（株）	38,400

## （ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 取締役の変更

取締役は、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により就任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とします。

取締役の変更があった場合には、監督官庁に届け出なければなりません。

また、常務に従事する取締役が、法令に定める範囲内において、他の会社の取締役等に就任した場合、または退任した場合には、監督官庁に届出が必要となります。

##### (2) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しましては、株主総会の決議が必要となります。

##### (3) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託者

名称

住友信託銀行株式会社

資本金の額（平成20年9月末日現在）

287,537百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額（平成20年9月末日現在）

51,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年9月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	2,016,033百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
みずほ証券株式会社	250,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託者（住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社））

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務を行います。

なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

#### (2) 販売会社（農林中央金庫、みずほ証券株式会社<sup>(注)</sup>）

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

(注)みずほ証券株式会社は、本書提出日現在、当ファンドに係る受益権の募集の取扱い・販売は行っておりません。

### 3【資本関係】

当証券投資信託の販売会社である農林中央金庫は、委託者の発行済株式総数の50.91%を保有しています。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
有価証券報告書	平成20年4月15日	関東財務局
有価証券届出書	平成20年4月15日	
半期報告書	平成20年10月15日	
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年10月15日	

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 3月13日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士 東 勝 次 印
業務執行社員	公認会計士 大 村 真 敏 印
業務執行社員	公認会計士 南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農中US債券オープンの平成19年1月16日から平成20年1月15日までの第10期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農中US債券オープンの平成20年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月13日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 勝 次 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 村 真 敏 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農中US債券オープンの平成20年1月16日から平成21年1月13日までの第11期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農中US債券オープンの平成21年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月28日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 正 明 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	東 勝 次 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	南 波 秀 哉 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 山 正 明 印  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次 印  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 勝 次 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 村 真 敏 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。